

## IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2022年9月1日現在

～2022年9月30日

2022年月10月1日～

目次（略）	目次（略）
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）
別記（略）	別記（略）
附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）	附 則（平成23年8月19日 レパN 第519号）
	<u>（実施期日）</u> 1 <u>この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。</u>
	<u>（経過措置）</u> 2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u>
	3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
附則別表	附則別表
1 料金額	1 料金額
1-1（略）	1-1（略）
1-2 定額利用料	1-2 定額利用料
（1）（略）	（1）（略）
（2）タイプ3のもの	（2）タイプ3のもの

～2022年9月30日		2022年10月1日～	
【作業中ファイル】			
ア コース1のもの		ア コース1のもの	
(ア) メニュー1のもの		(ア) メニュー1のもの	
1 契約者識別符号ごとに月額		1 契約者識別符号ごとに月額	
区 分	料 金 額	区 分	料 金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
備考		備考	
1～6 (略)		1～6 (略)	
7 プラン7は、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスによる通信を行うことはできません。		7 プラン7は、特定ダイヤルアップ回線による通信を行うことはできません。	
8～13 (略)		8～13 (略)	
(イ) (略)		(イ) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
1-3 (略)		1-3 (略)	